



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 家畜の予防注射及び予防薬浴の実施（畜産課）…………… 1
- 区営土地改良事業施行の認可（村づくり計画課）…………… 1
- 地域森林計画の公表（森林管理課）…………… 2
- 地域森林計画の変更の公表・2件（森林管理課）…………… 2

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 2
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 4

## 告 示

### 沖縄県告示第9号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命じる。

令和6年1月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防するため
- 2 実施する区域 県一円（沖縄本島全域を除く。）
- 3 対象となる家畜の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
豚熱	豚及びいのしし	飼養している豚及びいのししで所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

### 4 期日及び場所

- (1) 期日 令和6年2月1日から同年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日
- (2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

### 5 注射又は薬浴の別及びその方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとし、注射については予防液の使用書に基づき実施する。

疾病名	注射又は薬浴の別	方法
豚熱	注射	皮下又は筋肉内注射法

### 沖縄県告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

令和6年1月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良事業を行う者の名称 石垣島土地改良区
- 2 地区名及び事業名
  - (1) 地区名 大川第1地区
  - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 令和5年12月22日

**沖縄県告示第11号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、令和6年4月1日以降10年間における沖縄北部地域森林計画区の地域森林計画を定めた。

なお、当該計画書を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。

令和6年1月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県告示第12号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、令和3年沖縄県告示第236号で公表した沖縄中南部地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。

令和6年1月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県告示第13号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、令和5年沖縄県告示第34号で公表した宮古八重山地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。

令和6年1月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**公 告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和6年1月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和5年7月14日
- (2) 商号名 株式会社タカラ住建
- (3) 代表者名 富岡昌文
- (4) 所在地 豊見城市字我那覇648番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-2）第6249号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、とび・土工工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年7月14日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、とび・土工工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

- 2(1) 処分をした年月日 令和5年7月25日
  - (2) 商号名 株式会社沖縄トラスト
  - (3) 代表者名 盛島董功
  - (4) 所在地 西原町字小波津616番地の5
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第5116号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和5年7月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和5年7月27日
  - (2) 商号名 琉球ペイント株式会社
  - (3) 代表者名 宮里勇
  - (4) 所在地 うるま市字塩屋494番地1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第2446号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和5年7月27日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和5年7月28日
  - (2) 商号名 有限会社栄建設工業
  - (3) 代表者名 眞鶴智春
  - (4) 所在地 金武町字屋嘉2626番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第6456号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和5年7月28日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和5年7月28日
  - (2) 商号名 有限会社よね建設
  - (3) 代表者名 仲與根正信
  - (4) 所在地 うるま市勝連南風原157番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第9714号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和5年7月28日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和5年8月4日
  - (2) 商号名 プレステージホーム沖縄株式会社
  - (3) 代表者名 常本博隆
  - (4) 所在地 沖縄市与儀三丁目15番1号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第12594号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和5年8月4日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和5年8月8日
  - (2) 商号名 フタバ設備工業株式会社
  - (3) 代表者名 知念諭
  - (4) 所在地 八重瀬町字高良16番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第13520号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和5年8月8日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和5年8月9日
  - (2) 商号名 株式会社沖縄計装工事

- (3) 代表者名 安里康伸
  - (4) 所在地 浦添市西原五丁目45番1号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-5)第6925号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和5年8月9日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和5年8月9日
- (2) 商号名 池村組
  - (3) 代表者名 池村文彦
  - (4) 所在地 浦添市字前田641番地1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第11457号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和5年8月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和5年8月14日
- (2) 商号名 株式会社丸眞興業
  - (3) 代表者名 知念真次
  - (4) 所在地 中城村字登又266番地1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4)第14604号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和5年8月14日付けで、建設業法第12条に基づき石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和5年8月18日
- (2) 商号名 有限会社石川工業所
  - (3) 代表者名 石川政雄
  - (4) 所在地 宜野湾市大山二丁目17番11号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第11448号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和5年8月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・5・沖16号 中の町2号線  
3・4・沖15号 上地線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---------------------------------------------	-----------------------------------------